

## 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の背景

### 1. 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下、「独立行政法人の監査の基準」という。）改訂の背景

#### (1) 独立行政法人制度の課題

（独立行政法人制度の改革について（第3回行政改革推進会議（平成25年6月5日開催）総務省提出資料））

#### ○ 3つの課題と改革の方向性

1. ミッションの明確化とガバナンスの強化
2. PDCAサイクルが機能する目標管理・評価
3. インセンティブが機能する仕組み

#### ○ ミッションの明確化とガバナンスの強化

##### 【課題】

- これまで各法人共通の制度・仕組みや全法人への一律の横串ルール（「ヨコ」の統制）が強調される一方、各行政において主務大臣から独法に対し、政策体系に位置付けられた的確かつ明確なミッションが与えられていたかという視点（「タテ」の管理）での検証が不十分だったのではないかと。
- 独法において、主務省から任された行政事務が適正に運営されるよう、**法人内外のガバナンス強化**が重要。

##### 【改革の方向性】

- 主務大臣が法人に的確かつ明確なミッションを与え、主務大臣自らが評価する「主務大臣—独法」の関係の明確化（「タテ」の関係の明確化）。
- 事務の性質上、毎年度、主務大臣からの指示に基づく確実・正確な執行に重点を置くべき法人は、制度上別の取扱い（年度管理）とすること。
- 法人内部のガバナンス強化のため、**監事の役割を充実**させること。

⇒ 独立行政法人通則法において、監事、会計監査人の調査権等が明確に規定されていないなどの課題あり。

#### (2) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」

##### I 独立行政法人改革等の基本的な方向性

- 今回の改革の目的は、独立行政法人制度を導入した本来の趣旨に則り、大臣から与えられた明確なミッションの下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などにより官の肥大化防止・スリム化を図ることである。

このため、

- ・各法人の業務類型（金融、公共事業執行等）の特性を踏まえたガバナンスを整備する。

##### II 独立行政法人制度の見直し

3. 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

法人の長の下での自立的な PDCA サイクルを機能させるため、役員の責任の明確化や監事の機能強化、再就職規制の導入等により内部ガバナンスの強化を図る。

また、主務大臣の関与が限定されたものにとどまっている現行制度を見直し、法人の自主性・自律性に配慮しつつ、事後的に適正な関与を及ぼすことができることとする。

(1) 監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化

- 監事・会計監査人の調査権限を明確化するとともに、役員的不正行為等についての主務大臣等への報告及び監査報告の作成を義務付ける。また、これに併せ、監事監査の指針や 会計監査の指針を見直すほか、監事向けの研修・啓発の実施、主務大臣と監事との定期的な意見交換の実施、監事と会計監査人・第三者機関等との連携強化、監事を補佐する体制の整備など、監事の機能の実効性を向上させるための運用面での取組についても充実させることにより、監査の質の向上を図る。
- 会計監査人については、適格性を主務大臣がチェックした上で、監事の同意を得て継続して同一の会計監査人を選任し、法人が複数年度にわたって同一の会計監査人と契約することも可能である。主務大臣は、当該法人に対する監査のノウハウ継続による監査の質の向上を図る必要がある場合には、こうした手法を活用する。

(3) 独立行政法人通則法の改正

会計監査人の調査権限を明確にするために、平成 26 年の独立行政法人通則法において、主に以下の改正が行われた。

**権限の明確化**

- ・会計帳簿等の閲覧謄写、会計報告の請求権（第 39 条第 2 項）の新設
- ・子法人に対する会計報告、調査権（第 39 条第 3 項）の新設

**義務の明確化**

- ・監事に対する、役員による不正行為、法令違反の報告義務（第 39 条の 2）の新設

**責任の明確化**

- ・会計監査人の損害賠償責任規定（第 25 条の 2）の新設

## 2. 独立行政法人の監査の基準の改訂

### (1) 独立行政法人の監査の基準

「会計監査の指針」として、独立行政法人の監査の基準が存在する。「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書（平成 13 年 3 月 7 日（平成 24 年 3 月 26 日改訂）」の「はじめに」において、以下の記載がある。

- はじめに（独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の設定について（平成 13 年 3 月 7 日 独立行政法人会計基準研究会））

独立行政法人会計基準研究会としては、本報告書の監査の基準に関する部分は、会計監査人が独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下、通則法と略称。）第 39 条に定める 監査を行うに当たって、法令によって強制されなくても、常に遵守すべき性格のものであり、また、会計監査人が独立行政法人との間で会計監査契約を締結するに際して、当該契約に盛り込まれることが望ましいと考えている。

### (2) 独立行政法人の監査の基準の改訂の必要性

#### ① 通則法改正に対応する改訂

従来の通則法では、会計監査人の責任、権限、義務等が規定されていなかった。そのため、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」において会計監査人の権限等が整理され、監査契約に盛り込むことが望ましいとされていた。

通則法の改正により会計監査人の権限等が明確化されたため、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」について 形式的な修正を行う必要がある。

#### ② 平成 24 年改訂時の積み残し事項に対応する改訂

平成 24 年改訂は、最小限必要な改訂のみが行われた。そのため、「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の記述の一部には、現行の企業会計の監査基準とは表現が異なる部分がある。また、リスク・アプローチや内部統制の記述など、現行の企業会計の監査基準等における記載に 表現を合わせることが望ましい。

## (3) 【参考】今までの独立行政法人の監査の基準の主な改訂内容

改訂時期	主な改訂内容
平成 15 年 7 月 4 日	<p><b><u>新たに会計基準が設定された区分経理に係る会計処理及び財務諸表の監査</u></b>並びに経済性及び効率性等の観点からの監査について、その基本的な考え方を整理するとともに、平成 14 年 1 月 25 日に <b><u>全面的に改訂された企業会計の監査基準(※)</u></b>を参考として、<b>改訂</b>が行われた。</p> <p>※ リスク・アプローチの導入等</p>
平成 24 年 3 月 26 日	<p>国際監査基準 (ISA) における明瞭性プロジェクトへの対応として、<b><u>企業会計の監査の基準において行われた改訂を踏まえ、当面、最小限必要な改訂(※)</u></b>を独立行政法人の監査基準に施すこととした。</p> <p>※・ 企業会計の監査の基準において、監査人の報告責任が「財務諸表に対する意見」と「それ以外の書類に対する報告」に区分することとされたことへの対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業会計の監査において、監査報告書において独立行政法人の長や会計監査人の責任を区分して明記するなどされたことへの対応。</li> <li>・ 未対応事項としては、企業会計の監査の基準改訂で行われた用語や表現の見直しに係る事項。</li> </ul>